

## 職員紹介手当及び継続雇用紹介手当について

### 1、紹介した職員への「紹介手当」の支給について

当法人に下記の職種の職員を紹介した職員に対し支給する。

### 2、紹介手当対応職種と支給金額

医師、看護師（夜勤可能）、ナースエイド（準夜勤可能）、介護の有資格者（介護福祉士・初任者研修修了者・実務者研修、1，2級ヘルパー、ケアマネ【延岡地域枠】）。

### 3、支給金額

- ① 医師、**看護師** —100,000 円
- ② それ以外の職種 —50,000 円
- ③ 介護職（無資格者） 正職員 10,000 円 パート 5,000 円

### 4、手順

#### ①職員紹介手当

- 1) 紹介したい職員がいる場合、規定の書式を作成し総務部長へ送る。
- 2) 総務部長、介護部長、事務長、総師長は面談などの採用試験を実施し、常勤理事会で採用を確定する。
- 3) 紹介された職員（【正職員パート職員問わず】が法人の事業所に継続して勤務し正式採用になった時点（入職後3カ月以上で試用期間から正式採用となった）で紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。
- 4) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師、**看護師** 10万円、その他5万円、無資格1万円0.5万円）

#### ②継続雇用紹介手当

- 1) 紹介された職員が入職して1年間継続して勤務した場合は、紹介者は規定の書式で総務部長、介護部長へ申請を行う。
- 2) 総務部長、介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ紹介手当を支給する。（医師、**看護師** 10万円、その他5万円、無資格1万円0.5万円）

### 5、期間

- ①充足するまで。**看護師については2024年3月末まで**

### 6. 備考

- ①介護のみ新卒にも適用する。
- ③ 部長職以上、リクルートを任務とする職員は除外する。

2023年10月10日 第8回常勤理事会  
以上

専務	介護部長	総務部長

## 職員紹介カード

提出者：所属事業所名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 1, 申請内容

あてはまる項目に○をつける。

- ①【    】—医師 看護師 ナースエイド 介護従事者の紹介
- ②【    】—正式採用紹介手当申請  
紹介した介護従事者が採用から3か月経過した。
- ③【    】—継続雇用紹介手当申請  
紹介した介護従事者が採用から1か年経過した。

### 2, 職員の紹介の際に記入する。

紹介したい職員について

- ①氏名（                      ） フリガナ（                      ） 年齢（    ）
- ②資格項目—該当する資格を○で囲む
- ・医師（専門科目                      ）
  - ・看護師（夜勤可能であること）
  - ・介護福祉士    ・ヘルパー1級   ヘルパー2級    ・介護職員初任者研
  - ・ナースエイド（準夜勤可能）    ・介護福祉士実務者研修
  - ・介護支援専門員（延岡地域枠）    ・資格なし
- ③実際の経験年数（                      ）
- ④紹介者との関係（                      ）

### 3, 紹介手当、継続雇用紹介手当申請の場合に記入する。

- ①紹介した職員名  
氏名（                      ） 所属事業所名（                      ）
- ②採用日                      年                      月                      日
- ③紹介した職員が継続して勤務するに際し、どういう取り組みを行ったか。

[

記入後、総務部に送ること。